

2012ジャパンパラリンピック陸上競技大会

平成25年9月に開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会（アルゼンチン／ブエノスアイレス）において、2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京都に決定した。これにより、東京都は史上初めて、2度目のパラリンピック夏季競技大会を開催する都市となった。

パラリンピック競技大会は、世界のトップアスリートが参加し、スポーツを通じて、障害のある人の自立や社会参加を促すとともに、様々な障害への理解を深めることにつながるものである。また、アクセシビリティに配慮した会場やインフラの整備により、東京のまち全体を障害のある人をはじめとするすべての人々が安全で快適に移動できるようになり、ユニバーサルデザイン都市、東京の実現が促進されるものである。

2020年パラリンピック競技大会は、8月25日の開会式に始まり、9月6日の閉会式まで12日間、オリンピックと共に60日間の1つの祭典として開催される。大会の実施競技については、平成26年10月の国際パラリンピック委員会（IPC）理事会で、新規採用競技として、バドミントンの実施を決定した。また、平成27年1月のIPC理事会で、新規採用競技として、テコンドーの実施を決定し、既存競技のうち、セーリング、脳性麻痺者7人制サッカーについては、2020年パラリンピック協議大会での非実施を決定し、全22競技の実施が決定した。

平成26年1月24日には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（大会組織委員会）が一般財団法人として設立され、会長に森喜朗元内閣総理大臣、事務総長に武藤敏郎大和総研理事長が就任した。平成27年1月1日には、大会組織委員会は、内閣府から公益財団法人としての認定を受け、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」へと移行した。現在、大会組織委員会が中心となり、東京都、日本オリンピック委員会（JOC）や日本パラリンピック委員会（JPC）、政府が一丸となって大会準備を行っている。

平成26年12月15日～16日には、IPC委員が来日し、2020年パラリンピック東京大会の計画や運営に対して助言を行う「IPCプロジェクトレビュー（第1回）」が行われた。2020年に向けて、大会ビジョン、アクセシビリティ、アクション&レガシープラン、コマーシャル&ブランド等、幅広いテーマについて意見交換が行われ、全ての分野において順調な進捗状況であることが確認された。



IPCプロジェクトレビュー
出典：Tokyo 2020/ Shugo TAKEMI



組織委員会設立
出典：Tokyo 2020/ Shugo TAKEMI

(2) 文化活動の振興

最近では、障害のある人による芸術活動や、障害のある人も楽しめる舞台芸術公演、展覧会等も各地で開催されるようになってきている。また、国立劇場や新国立劇場においては、障害のある人の入場料の割引を、国立美術館、国立博物館においては、展覧会の入場料の無料を実施しているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす使用者でも利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、「第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会」（平成27年度）が鹿児島県において開催された。

さらに、平成25年に開催された「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」中間とりまとめを受け、平成26年度からは芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉事業所等で障害のある人の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施するなど、障害者の芸術文化活動の振興を深める取組を行っている。

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平

成27年11月27日閣議決定）において、日本文化の魅力を発信していくこととしており、平成27年11月に、障害者芸術など我が国の多様な文化を通じて日本全国で大会に向けた機運の醸成を図るため、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」を開催した。



第15回全国障害者芸術・文化祭かごしま大会
(ふれ愛ステージの様子)



(フィナーレイベント)

「障害者の芸術活動支援モデル事業」

障害者の芸術活動支援モデル事業の概要

[平成27年度予算 約1億円]

○ 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間とりまとめ(平成25年8月26日)を踏まえ、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動(※)の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することにより障害者の芸術活動の支援を推進。
(※) 障害者の芸術活動のうち、絵画、陶芸などの作品を作る美術分野

1. 対象事業・補助基準額・補助率

	(1)障害者芸術活動支援センターの設置 (必須事業)	(2)協力委員会の設置 (必須事業)	(3)調査・発掘、評価・発信 (任意事業)	(4)モデル事業連携事務局の設置 (任意事業)
対象事業	美術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため、障害者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりや展示会の開催を行うことを目的として設置。	事業実施計画やその進捗状況の確認、事業実施の協力を行う協力委員会を設置。 (構成員) ・ 実施団体の代表 ・ 都道府県の障害福祉担当職員・文化芸術担当職員 ・ 障害者の美術活動を支援する福祉事業所が加盟する団体の代表 ・ 学芸員、弁護士など	学芸員と実施団体が連携して、作品と制作する障害者の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価し、企画展により発信する一連のプロセスを実施	モデル事業連携事務局を設置し、次の事業を行う。 ア. モデル事業全体の成果報告のとりまとめ イ. 実施団体間の情報共有等を行うための連絡会議を設置ウ. 「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」との連携
補助基準額	(1)及び(2)の事業を実施 11,000千円以内		【補助率】 定額(対象経費の10/10)	
	(1)、(2)及び(3)の事業を実施 15,000千円以内			
	(1)、(2)、(3)及び(4)の事業を実施 23,000千円以内			

2. モデル事業の実施団体の選定の流れ

・ 各都道府県が推進してきた団体の事業内容について、外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定

